

矯正心理専門職

心の声に耳を傾け、立ち直りを支える

法務教官

専門的知見と熱意で寄り添い、未来へ導く

保護観察官

地域の力を活かし、自立を支援する

2025年度

法務省専門職員 募集

(人間科学) 大学卒業程度

あなたが思い描く、
人を支える仕事とは？

人事院・法務省

法務省ホームページ <https://www.moj.go.jp/>



矯正心理専門職

矯正心理専門職は、少年鑑別所や少年院、刑事施設などに勤務する専門職員（法務技官（心理））です。

▶少年鑑別所における業務

少年鑑別所では、少年に対して、面接や各種心理検査を行い、知能や性格等の資質上の特徴、非行に至った原因、今後の処遇上の指針を明らかにします。

また、審判決定により、少年院に送致された少年や保護観察処分になった少年にも、専門的なアセスメント機能を活用して継続的に関与します。

その他、地域の非行及び犯罪の防止に貢献するため、一般の方からの心理相談に応じたり、学校等の関係機関と連携した非行防止や青少年の健全育成のための取組にも積極的に関与したりしています。

▶刑事施設・少年院における業務

刑事施設では、受刑者の改善更生を図るため、面接や各種心理検査を行い、犯罪に至った原因、今後の処遇上の指針を明らかにします。また、改善指導プログラムを実施したり、受刑者に対するカウンセリングを行ったりもします。

少年院では、個々の少年に関する矯正教育の計画の策定や各種プログラムの実施、処遇効果の検証等に携わります。

過ちに至った“こころ”を分析し、心理学の視点から立ち直りを支援する。

求める人材像

- 心理学に関する専門性を有する人材
- 異なる分野の人たちと連携・協力して仕事ができる人材
- 再犯・再非行の防止や立ち直りの支援に携わることのできる人材 など

現場の声

心のケアから「変わる」サポート



木下 智尋さん
神戸少年鑑別所専門官
(2020年採用)

▶法務技官を目指したきっかけ

大学時代から心理学を学んでおり、講義の中で法務技官という仕事を紹介され、興味を持ったことがきっかけです。非行や犯罪に至る背景を分析し、改善・更生に導くことは、より良い社会を築いていくために必要な仕事であると感じ、法務技官を志すようになりました。

▶業務を通じて感じること

少年と面接をしたり、心理検査を実施したりすると、良いところがたくさんあるにもかかわらず、社会内でそれらをうまく発揮できていない



松崎 優和さん
長野少年鑑別所専門官
(2019年採用)

▶法務技官を目指したきっかけ

大学院で様々な領域の心理学を学ぶ中で、人はなぜ非行や犯罪をするのかといったことに興味を持ち、非行少年や受刑者に携わることができるようになりました。国家公務員として、社会に貢献できることに加え、職場での研修制度が整っていること、福利厚生の面も充実しており、経済的に安定しやすいことも魅力でした。

▶業務を通じて感じること

これまで多くの困難を経験してきた非行少年や受刑者と向き合う中では、彼らが主体的に改善更生しようと思えるようになるためにはどう

ことが多いように感じます。非行に結び付く問題点を考えることはもちろんですが、環境を整え、本人の強みを生かせるような処遇を考えることも、法務技官の務めであると思い、日々業務に取り組んでいます。

▶仕事のやりがい

少年鑑別所での生活を通して、少年が気付きを得られたと伝えてくれたときに、この仕事をしていて良かったと感じます。それは、非行に関することでなくても、読書が面白いとか、話を通じる大人がいるなど、今後の生活につながる気付きであれば何でもよいと考えています。また、法務技官は、先輩技官からアドバイスをいただく機会が多く、研修制度も整っているため、心理職としてのスキルが向上することも魅力です。

したらいいだろうかと考えたことを考える機会が多く、彼らと一緒に考え、日々頭を悩ませています。彼らを支援するに当たっては、まず支援者である自分自身が、様々な経験を通じて、人生を楽しく豊かに彩っていくことが大切であると感じます。

▶仕事のやりがい

日々の仕事の中で接する対象者は、壮絶な人生を送ってきた人が多いと感じます。それゆえ、面接で彼らのこれまでの体験を聴いて気持ちが揺さぶられたり、葛藤したりすることがありますが、対象者に根気強く丁寧に向き合い、繰り返し話を聴く中で、彼らが今まで話せなかったことが話せるようになったり、自分のやるべきことに気付き、取り組むようになったりするなど、彼らの変化に立ち会えることができた時、この仕事の面白さややりがいを実感します。



専門性を活かしながら、
相手にとって
最善の道を探す。

鑑別面接



少年の話にじっくり耳を傾け、少年の気持ちや考え方の特徴を理解し、今後の立ち直りを一緒に考えます。

個別心理検査



少年をより詳しく理解するために、必要に応じて、個別方式の心理テストを実施します。

法務教官とのカンファレンス



行動観察を担当する法務教官と、少年の所内生活や課題への取組などについて情報交換を行います。

判定会議



法務教官や医師などと共に、少年の処遇の方針を検討する重要な会議です。

心理相談



地域の一般の方や、保護者、学校の先生などからの相談にも応じています。

関係機関との連携



地域の関係機関等が主催する協議会に参画し、心理の専門家として意見を述べるなどします。

刑務所での処遇調査（面接）



面接を通じて、犯罪に至った原因を受刑者と共に考えていきます。

職員研修



職員を対象として、各種処遇の効果検証結果について、研修を実施します。

受験資格

- 1 2025年(令和7年)4月1日において21歳以上30歳未満の者
- 2 2025年(令和7年)4月1日において21歳未満の者で次に掲げるもの
 - (1) 大学を卒業した者及び2026年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- 3 1又は2に該当する者のうち、矯正心理専門職Aは男子、矯正心理専門職Bは女子に限る。

■給与・諸手当

少年鑑別所に勤務する法務技官(心理)には、一般の国家公務員に適用される行政職俸給表(一)に比べ、12%程度給与水準の高い公安職俸給表(二)(東京都特別区に勤務する場合における2025年4月1日の初任給の例は、299,880円)が適用されます。

このほかに、各種手当(扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、単身赴任手当、超過勤務手当等)が支給されます。

■勤務時間・休暇

1週当たりの勤務時間は、38時間45分(週休2日制)であり、1日7時間45分の勤務を行う場合と交替制勤務(昼間勤務と昼夜間勤務があります。)を行う場合があります。

休暇制度としては、年次休暇(年間20日間)のほかに病気休暇、特別休暇(夏季休暇、結婚・出産に伴う休暇等)及び介護休暇の制度が設けられています。

■勤務地・宿舎

勤務地等については、本人の希望を考慮して決定しており、原則として採用施設を所管する矯正管区の管轄地域内で異動します。

宿舎は、勤務庁の近隣に設けられており、公安職俸給表適用職員の特例により、宿舎費は原則として無料となります。

■研修・昇進

採用1年目に新規採用職員を対象とした基礎科研修、5年目に専門性を向上させるための応用科研修を矯正研修所で行います。また、おおむね10年目には、更に高度な知識及び技能を習得させるための特別科研修が設けられています。

このほか、幹部職員となるための高等科研修や、種々の専門研修、さらに、海外・国内留学の制度などが設けられています。昇任については、能力主義の人事管理を行っており、採用後おおむね5年目に専門官に昇任し、その後、統括専門官(課長相当)、首席専門官、施設長等に昇任する道も開かれています。

■福利・厚生

国家公務員は、国家公務員等共済組合に加入することとなり、組合員として、病気、負傷、出産等に関連した各種の給付を受けることができます。また、退職、高度障害、死亡した場合には、年金制度の適用を受けることができます。

その他、疾病の予防と人間ドック受検、臨時の出費等に対する資金の貸付け、貯金及び保険事業など、組合員とその家族の方々が健康で明るい豊かな生活ができるよう、様々な制度・事業があります。

法務教官

法務教官は、少年院や少年鑑別所、刑事施設などに勤務する専門職員です。立ち直りと社会復帰を手助けし、更生に導きます。

▶少年院における業務

少年院では、健全なものの見方や考え方などを指導する生活指導、基礎学力を付与する教科指導、職業生活に必要な知識・技能を習得させる職業指導などの矯正教育を行うとともに、関係機関との連携の下、出院後の生活環境の調整、修学に向けた支援や就労支援等の円滑な社会復帰につなげるための支援を行います。

▶少年鑑別所や刑事施設における業務

少年鑑別所では、少年の心情の安定を図りつつ、面接や行動観察を実施し、法務技官(心理)と協力して、少年の問題性やその改善の可能性を科学的に探り、家庭裁判所の審判や、少年院・保護観察所等における指導に活用される資料を提供します。また、刑事施設に勤務し、受刑者の改善指導等に携わる道も開かれており、性犯罪や薬物依存などに関わる問題性に働き掛ける指導のほか、就労支援指導や教科指導等を行っています。なお、施設の維持管理等に必要な総務系の業務に従事する場合もあります。



求める人材像

- 人を理解しようとする共感力を持つ人材
- 行動力を発揮し、豊かなコミュニケーションが取れる人材
- 高い倫理観と冷静な判断力を持つ人材 など

現場の声

共に学び、チームワークから生まれる信頼



西宮 早紀さん
交野女子学院専門官
(2016年採用)

▶法務教官を目指したきっかけ

ある少年と出会ったことがきっかけで、非行少年と関わる仕事に関心をもち、また、大学で元法務教官の方から、24時間少年たちと、とことん向き合うことができる仕事であると教えていただいたことで、目指すようになりました。

▶業務を通じて感じること

チームで仕事をすることの素晴らしさです。少年処遇に直接関わる寮担任や教育・支援部門の職員だけでなく、それをサポートする医務課

や庶務課の職員など、多くの職員が力を合わせて少年たちの矯正教育を行っています。どの立場であっても自分自身が成長でき、少年のためにチームで働く素晴らしさを感じられる、そんな仕事です。

▶仕事のやりがい

日々、少年たちの変化や成長を感じられることです。今まで「ごめんなさい。」が言えなかった少年が、自分から「ごめんなさい。」が言えるようになったり、暴力や暴言でしか自分の気持ちを表現できなかった少年が、言葉で気持ちを伝えられるようになったりするなど、様々な可能性を感じることができます。うまくいかないことも多いですが、少年たちのそんな姿を見たとき「この仕事をやっていて良かった。」と強く思います。



松村 隆史さん
福岡刑務所教育専門官
(2016年採用)

▶法務教官になってからこれまで

学生時代に学んだ「教育」と「心理」を生かしたいと思っていた中、「法務教官」に出会いました。少年院で採用され、今は教育専門官として刑務所で教育活動を行っています。直接的な働きかけができるこの仕事を通じて、充実した日々を送っています。

▶業務を通じて感じること

「再犯防止」を実現するのは受刑者や非行少年本人です。どうすればいいのかを一つ一つ教えたくなりがちですが、本人が胸の内に秘める「変わりたいなあ。」という気持ちを見付けるの

を手伝って、その人の最善と一緒に考えていくことが教育専門官や法務教官の役割だと思っています。そのためには、同じ一人の人間として関わって、本人の言葉で語られる気持ちなどに耳を傾けることが大事だと日々感じています。

▶仕事のやりがい

「この仕事でしか経験できないこと」がやりがいにつながっています。更生を目指す人にはドラマがあり、収容生活を通じ、立ち直りのきっかけをつかむ人がいれば、中には活路を見出せないまま施設を出る人もいます。それでも、社会に戻る準備と一緒に進める「矯正施設」の中だからこそ聞ける本音があります。もちろん一筋縄ではいかず、悩みは尽きませんが、上司や同僚に支えてもらえまし、そうした経験を通じて、自分自身が成長できるところにも、やりがいを感じています。

温かく、真っ直ぐに少年の本音に働き掛け、社会復帰への最善を導く。

自立への道と 社会復帰への道を 指し示す。



少年と1対1で真剣に向き合います。とても貴重な時間です。

職業指導 (製品企画科指導場面)



働くことの楽しさや尊厳などを教えます。少年の社会復帰に向けた大切な一歩です。

保護者等に対する協力の求め



少年、保護者等と面接を行い、出院後の生活について話し合います。

生活指導(基本的生活訓練)



少年たちのモデルとなり、一人一人に声掛けをしながら指導していきます。

グループワーク



認知行動療法などの手法を取り入れたプログラムをグループワーク形式で受刑者に実施します。

チームワーク(同僚と共に)



教官同士で情報を共有。少年のために、お互いに知恵を出し合い、支えます。

教科指導



中学や高校の教科を教え、基礎学力や進路選択に必要な力を育てます。

体育指導



体育の時間は、少年たちも元気いっぱい。健全な心と体を育てます。

受験資格

1 法務教官

- (1) 2025年(令和7年)4月1日において21歳以上30歳未満の者
- (2) 2025年(令和7年)4月1日において21歳未満の者で次に掲げるもの
ア 大学を卒業した者及び2026年3月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者
イ 短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び2026年3月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者
- (3) (1)又は(2)に該当する者のうち、法務教官Aは男子、法務教官Bは女子に限る。

■ 給与・諸手当

少年院・少年鑑別所に勤務する法務教官には、一般の国家公務員に適用される行政職俸給表(一)に比べ、12%程度給与水準の高い公安職俸給表(二)(東京都特別区に勤務する場合における2025年4月1日の初任給の例は、299,880円)が適用されます。

このほかに、各種手当(扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、単身赴任手当、超過勤務手当等)が支給されます。

■ 勤務時間・休暇

1週当たりの勤務時間は、38時間45分(週休2日制)であり、主として交替制勤務(昼間勤務と昼夜間勤務があります。)に従事します。

休暇制度としては、年次休暇(年間20日間)のほかに病欠休暇、特別休暇(夏季休暇、結婚・出産に伴う休暇等)及び介護休暇の制度が設けられています。

■ 勤務地・宿舎
勤務地等については、本人の希望を考慮して決定しており、原則として採用施設を所管する矯正管区の管轄地域内で異動します。

宿舎は、勤務庁の近隣に設けられており、公安職俸給表適用職員の特別により、宿舎費は原則として無料となります。

2 法務教官(社会人)

- (1) 2025年(令和7年)4月1日において30歳以上40歳未満の者
- (2) (1)に該当する者のうち、法務教官A(社会人)は男子、法務教官B(社会人)は女子に限る。

■ 研修・昇進

採用1年目に新採用職員を対象とした基礎研修、5年目に専門性を向上させるための応用科研修を矯正研修所で行います。また、幹部職員となるための高等科研修や、教育方法等に関する種々の専門研修のほか、海外・国内留学の制度などが設けられています。

昇任については、能力主義の人事管理を行っており、採用後おおむね5年目に専門官に昇任し、その後、統括専門官(課長相当)、首席専門官、施設長等に昇任する道も開かれています。

■ 福利・厚生

国家公務員は、国家公務員等共済組合に加入することとなり、組合員として、病気、負傷、出産等に関連した各種の給付を受けることができます。また、退職、高度障害、死亡した場合には、年金制度の適用を受けることができます。

その他、疾病の予防と人間ドック受検、臨時の出費等に対する資金の貸付け、貯金及び保険事業など、組合員とその家族の方々が健康で明るい豊かな生活ができるよう、様々な制度・事業があります。



保護観察官

社会内処遇の専門家として人と地域社会をつなげること。
それが保護観察官の役割です。

▶地方更生保護委員会や保護観察所における業務

保護観察官は、犯罪をした人や非行のある少年が社会の中で自立できるよう、人間科学の専門的な知識と、彼らを取り巻く地域の力を活かしながら、再犯・再非行の防止と社会復帰のための指導や援助を行う「社会内処遇」の専門家です。

地方更生保護委員会では、受刑者や少年院在院者と面接を行い、仮釈放等に関する審理のために必要な調査を実施するほか、仮釈放等の取消しや仮退院中の者の退院、保護観察所の事務の監督等に関する事務に従事します。

保護観察所では、保護観察対象者が、再び犯罪や非行をすることなく生活できるよう、民間のボランティアである保護司と協働して面接指導や家庭訪問を行うほか、個々の問題性に応じた専門的処遇プログラムを実施するなど、様々な処遇を行います。また、受刑者等の出所後の住居や就業先といった生活環境の調整を行うほか、犯罪や非行に関する地域からの相談対応や地域の犯罪予防活動等の業務に従事します。

求める人材像

● 人の立ち直りの可能性を信じ、寄り添うことができる人
● 地域のネットワークづくりに関心のある人
● 多様な人の立場や状況を理解し、粘り強く関わることのできる人 など

現場の声

まだまだ続く、社会復帰後の人生をサポート



三池 夏蓮さん

徳島保護観察所
保護観察官
(2019年採用)

▶保護観察官の魅力

保護観察対象者の気持ちや考え方を变えようとするのはなかなか難しいですが、誰もが過去の体験や生活環境などの影響下にあること、その人なりの方法でこれまで生き抜いてきたということに気付かされます。良かれと思って働き掛けても伝わらないことも多いですが、それでも、「より良く生きたい」という共通の目標に向かって、その人自身の努力を応援できることは、保護観察官という仕事の魅力だと思います。



早川 遼さん

福島保護観察所福島自立更生促進センター
保護観察官
(2017年採用)

▶保護観察官の志望理由

BBS活動での保護司との出会いがきっかけでした。今後の生活に不安を抱える少年に優しく寄り添いながら、本人の未来に目を向け、本人にとってより良い明日が来るようにと共に歩んで考えていく慈愛に満ちた関わり方を間近で見て感動し、このような素晴らしい方々と社会人になってからも共に働きたいと思い、保護観察官を目指しました。

▶職場の雰囲気について

私の場合、良い手本となる上司や同僚に恵まれ、そして保護司さん達から掛けてもらった温かい言葉のおかげで、ここまで続けることができたと感じます。

また、職場全体で休暇の積極的な取得が奨励されており、毎月休暇を取得してリフレッシュする日をつくることで心の健康を保つよう意識しています。

▶受験生への一言

更生保護に関心をお持ちの皆さんと、いつかお会いできることを楽しみにしています。皆さんもお身体を大切にしながら受験勉強を頑張ってください。

▶保護観察官としてのやりがい・苦労

危機的状況に介入して再犯を防ぐことができた時、保護司さんと協議を行っている時、今月も頑張りましたと本人から給与明細を見せてもらった時、挙げたらキリがないほどにやりがいを感じる場面が多い仕事です。上手くいかずに悩むこともあります。それもまたやりがいだと思います。

▶受験生への一言

人と関わることが好きな方はもちろん、保護観察官に求められる資質は多種多様ですから、どのような知識経験を培ってきた方でも活躍できる職場だと思います。更生保護の世界で皆様とお会いできることを楽しみにしています。

心と心のふれあいを大切に、地域と協働して更生保護に取り組む。

地域と連携しながら 再犯防止と社会復帰を 目指す。

社会を明るくする運動



犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域づくりのための広報・啓発活動を行っています。

家庭訪問



実際の生活状況を確認したり、本人の家族と話し合ったりするために家庭訪問を行います。

専門的処遇プログラムの実施



性犯罪や違法薬物の使用など特定の犯罪を繰り返す人に対して、専門的な指導を行います。

社会貢献活動の実施



保護観察対象者と一緒に清掃活動などを行っています。社会の役に立つ体験を通じて、自己有用感や規範意識を育みます。

自立更生促進センターでの処遇



保護観察官が直接、生活指導等を行い、農業訓練などの手厚い就労支援等を実施しています。

関係機関との協議



より効果的な処遇を実施するため、福祉施設など関係機関との連携を図ります。

面接の様子



面接を通じて、必要な指導を行うとともに相手との信頼関係を築いていきます。

被害者支援



事件の被害者から、被害に関する心情を聴取し、希望がある場合は、保護観察中の加害者に伝達を行います。

受験資格

- 2025年(令和7年)4月1日において21歳以上30歳未満の者
- 2025年(令和7年)4月1日において21歳未満の者で次に掲げるもの
 - 大学を卒業した者及び2026年3月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者
 - 短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び2026年3月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

■給与・諸手当

保護観察官区分採用者には行政職俸給表(一)(東京都特別区に勤務する場合における2025年4月1日の初任給の例は264,000円)が適用されます。なお、保護観察官に任命された場合は、俸給の調整額が加算されます。

このほかに、各種手当(扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、単身赴任手当、超過勤務手当等)が支給されます。

■勤務時間・休暇

原則1日7時間45分の勤務(午前8時30分から午後5時15分まで)です(ただし、配属庁によっては宿直勤務があります。)。なお、個別の事情に応じて早出遅出勤務を行うことができます。

休暇制度としては、年次休暇(年間20日間)のほかに病気休暇、特別休暇(夏季休暇、結婚・出産に伴う休暇等)及び介護休暇の制度が設けられています。

■勤務地

勤務地については、原則として採用された地方更生保護委員会及びその管轄内の保護観察所となりますが、昇任に応じて異動の地域は広がります。

■研修・昇進

採用後、保護観察所又は地方更生保護委員会に配属となり、一定期間、一般的な行政事務に従事した後、保護観察官に任命されます。その後は、実務経験や勤務成績に応じ、統括保護観察官、首席保護観察官、保護観察所長などへと昇任します。

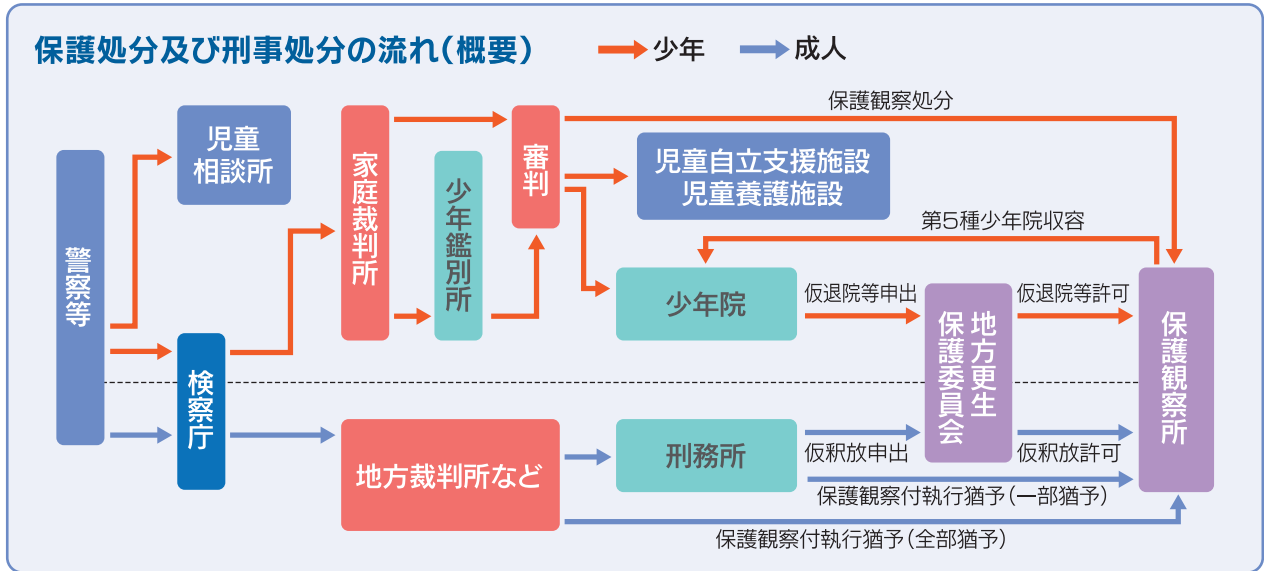
保護観察官に任命されてから定められた研修等を修了するまでの間を、保護観察官として必要な基礎的能力を身に付けるための「育成期間」と位置づけ、その期間中に、「保護観察官中等科研修」及び「保護観察官専修科研修」に参加するほか、所属庁において保護観察官としての業務に従事しながら、統括保護観察官等から実務指導を受けます。また、少年院、刑事施設、地方検察庁などへの短期派遣研修も実施しています。

■福利・厚生

国家公務員は、国家公務員等共済組合に加入することとなり、組合員として、病気、負傷、出産等に関連した各種の給付を受けることができます。また、退職、高度障害、死亡した場合には年金制度の適用を受けることができます。

その他、疾病の予防と人間ドック受検、臨時の出費等に対する資金の貸付け、貯金及び保険事業など、組合員とその家族の方々が健康で明るい豊かな生活ができるよう、様々な制度・事業があります。





受験申込み方法

申込受付期間

インターネット **2025年2月20日(木) 9:00～3月24日(月)** [受信有効]
 インターネット申込み専用アドレス
<https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

第一次試験 **2025年5月25日(日)**

受験資格

矯正心理専門職	2025年4月1日において21歳以上30歳未満の者 (21歳未満で大卒(見込み)の者は受験可)
法務教官または 保護観察官	2025年4月1日において21歳以上30歳未満の者 (21歳未満で大卒(見込み)、短大卒(見込み)の者は受験可)
法務教官(社会人)	2025年4月1日において30歳以上40歳未満の者



法務省 法務省専門職員(人間科学)受験申込用紙交付機関一覧

● 札幌矯正管区 (北海道矯正管区)	〒007-0801	札幌市東区東苗穂1-2-5-5	☎011(783)5083
● 仙台矯正管区 (東北矯正管区)	〒984-0825	仙台市若林区古城3-23-1	☎022(286)0510
● 東京矯正管区 (関東矯正管区)	〒330-9723	さいたま市中央区新都心2-1	☎048(600)1502
● 名古屋矯正管区 (中部矯正管区)	〒461-0011	名古屋市東区白壁1-15-1	☎052(971)5980
● 大阪矯正管区 (近畿矯正管区)	〒540-0008	大阪市中央区大手前4-1-67	☎06(6941)5754
● 広島矯正管区 (中国矯正管区)	〒730-0012	広島市中区上八丁堀6-30	☎082(223)8198
● 高松矯正管区 (四国矯正管区)	〒760-0033	高松市丸の内1-1	☎087(822)4469
● 福岡矯正管区 (九州矯正管区)	〒813-0036	福岡市東区若宮5-3-53	☎092(661)1260
● 北海道地方更生保護委員会	〒060-0042	札幌市中央区大通西12丁目	☎011(261)9907
● 東北地方更生保護委員会	〒980-0812	仙台市青葉区片平1-3-1	☎022(221)3536
● 関東地方更生保護委員会	〒330-9725	さいたま市中央区新都心2-1	☎048(600)0181
● 中部地方更生保護委員会	〒460-0001	名古屋市中区三の丸4-3-1	☎052(951)2944
● 近畿地方更生保護委員会	〒540-0008	大阪市中央区大手前4-1-76	☎06(6949)6260
● 中国地方更生保護委員会	〒730-0012	広島市中区上八丁堀2-31	☎082(221)4497
● 四国地方更生保護委員会	〒760-0033	高松市丸の内1-1	☎087(822)5090
● 九州地方更生保護委員会	〒810-0044	福岡市中央区六本松4-2-3	☎092(761)7781
● 九州地方更生保護委員会那覇分室	〒900-0022	那覇市樋川1-15-15	☎098(853)2947

※矯正管区の名称については、2025年4月から括弧内の名称に変更となる見込みです。

法務省 〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 ☎03(3580)4111(代表)
 資格・採用情報 https://www.moj.go.jp/shikaku_saiyo_index.html

